

第25回 株式会社インテリックス 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年8月27日(木) 午前10時

来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。議決権の行使は書面またはインターネットによる方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

郵送及びインターネットによる議決権行使期限

2020年8月26日(水) 午後6時

IntelleX

株式会社 インテリックス

(証券コード：8940)

(証券コード8940)
2020年8月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
株 式 会 社 イン テ リ ッ ク ス
代表取締役社長 山 本 卓 也

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年8月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.intellex.co.jp/company/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.intellex.co.jp/company/ir/>) において掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

- ◎ ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフのご案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ◎ 本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎ 発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただく場合がございます。
- ◎ 本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◎ 本総会は、議場での報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行することを予定しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年8月27日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年8月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年8月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX株
××××年×月×日

議案	賛否
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

※議決権行使書はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

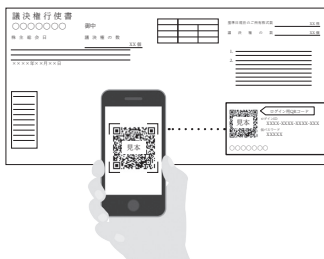
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	やまもと たくや 山本卓也 (1954年3月17日生) 再任	1995年7月 当社設立 1997年1月 当社代表取締役社長(現任) 重要な兼職状況 株式会社インテリックス空間設計代表取締役社長 株式会社インテリックス住宅販売代表取締役 株式会社イーアライアンス代表取締役	22,500株
	【取締役候補者とした理由】 山本卓也氏は、1995年に当社を創業して以来、長年にわたって当社グループ経営を統括し、その経営戦略に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。		
2	とし なり せい じ 俊成誠司 (1979年4月13日生) 再任	2011年1月 当社入社 2013年9月 当社財務部長 2015年1月 当社執行役員ソリューション事業部長 2015年4月 株式会社インテリックスプロパティ取締役(現任) 2017年8月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部長 2018年1月 株式会社インテリックス信用保証取締役(現任) 2019年8月 当社代表取締役副社長ソリューション事業部、リレーション事業部、事業戦略部担当兼人事・人材開発部、情報システム部管掌(現任)	一株
	【取締役候補者とした理由】 俊成誠司氏は、当社において財務、ソリューション事業分野を中心とした知識と経験を有しております。2015年の執行役員就任以降、アセットシェアリング事業の営業戦略に大きく貢献して来ました。また、2019年8月からは、当社代表取締役副社長に就任しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	つる た とよ ひこ 鶴 田 豊 彦 (1957年9月25日生) 再 任	2002年 9 月 当社入社 2003年 6 月 当社取締役経営企画部長 2005年12月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2010年 8 月 当社専務取締役管理部門担当兼経営企画部長 2012年 5 月 株式会社インテリックス住宅販売取締役(現任) 2015年 4 月 株式会社インテリックスプロパティ取締役(現任) 2018年 1 月 株式会社インテリックス信用保証取締役(現任) 2019年 6 月 当社専務取締役コーポレート・ガバナンス推進担当兼 I R 部管掌(現任)	41,000株
	【取締役候補者とした理由】 鶴田豊彦氏は、2003年より当社取締役として管理部門を担ってまいりました。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの強化、充実及び持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	たき かわ とも やす 滝 川 智 庸 (1959年9月14日生) 再 任	1983年 4 月 株式会社新居千秋都市建築設計入社 1998年 5 月 株式会社インテリックス空間設計入社 2001年 2 月 同社取締役(現任) 2012年 8 月 当社取締役(現任)	19,400株
	【取締役候補者とした理由】 滝川智庸氏は、2001年より当社子会社である株式会社インテリックス空間設計の取締役として、リノベーションに係る事業戦略に手腕を発揮しております。また、2012年より当社取締役として客観的・専門的な視点から、当社の業務執行に対する適切な監督を行っており、その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	こやま じゅん 小山 俊 (1968年11月4日生) 再任	1998年4月 当社入社 2003年2月 当社横浜店長 2013年6月 当社執行役員ソリューション営業部長 2014年6月 当社執行役員アセット営業部長兼ソリューション営業部長 2015年1月 当社執行役員アセット事業部長 2015年4月 株式会社インテリックスプロパティ取締役(現任) 2017年8月 当社取締役兼執行役員アセット事業部長(現任)	7,300株
		【取締役候補者とした理由】 小山俊氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な知識と経験を有しております。2013年の執行役員就任以降、アセット事業やソリューション事業の営業戦略に大きく貢献しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。	
6	そうま ひろあき 相馬 宏昭 (1971年5月13日生) 再任	2001年11月 当社入社 2007年8月 当社新宿店長 2011年6月 当社執行役員東京統括部長兼渋谷店営業部長 2017年8月 当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門地域営業部長 2018年4月 株式会社インテリックス空間設計取締役(現任) 2019年11月 当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門担当(現任)	1,900株
		【取締役候補者とした理由】 相馬宏昭氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な知識と経験を有しております。2011年の執行役員就任以降、リノヴェックスマンション事業の強化と地方店拡大の営業戦略に大きく貢献しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	たね いち かず み 種 市 和 実 (1949年5月17日生) 再 任 社 外 独立役員	1968年 4 月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2001年 4 月 同行 本店(東京) 上席調査役 2002年 1 月 千代田スバック株式会社入社 ファシリティ事業本部長 2007年 6 月 同社 取締役営業推進本部長兼営業企画部長 2008年 6 月 同社 取締役管理本部長 2011年 6 月 同社 常勤監査役 2015年 8 月 当社社外取締役(現任)	1,400株
	【社外取締役候補者とした理由】 種市和実氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のために必要不可欠であることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	むら き てつ た ろう 村 木 徹太郎 (1965年3月17日生)	1991年7月 スイス銀証券会社東京支店(現ＵＢＳ証券株式会社)入社 1996年9月 世界銀行グループ入行 2001年6月 ハーバード大学行政大学院(ケネディスクール) M P A取得 2002年5月 イデアキャピタル株式会社 代表パートナー 2003年7月 株式会社産業再生機構入社 マネージングディレクター 2004年5月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼執行役 最高財務責任者 (C F O) 2007年9月 株式会社東京証券取引所グループ入社 経営企画部 企画統括役 2009年5月 株式会社 T O K Y O A I M取引所 代表取締役社長 2012年10月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 専務執行役員 2012年12月 同社 専務執行役員兼シンガポール支店長 2016年3月 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役(現任) 2017年8月 当社社外取締役(現任) 重要な兼職状況 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役	一株
	【社外取締役候補者とした理由】 村木徹太郎氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のために必要不可欠であることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
9	にしな 西名 武彦 (1952年5月16日生) 新任 社外 独立役員	1975年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 1996年10月 同行 証券企画部制度調査グループ次長 1998年2月 同行 武蔵小杉支店長 2000年1月 同行 雷門支店長 2001年12月 同行 渋谷支店長 2002年4月 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店長 2005年4月 同行 執行役員 築地支店長 2006年3月 同行 常務執行役員 2011年4月 株式会社東京アドエージェンシー顧問 2011年6月 同社 代表取締役社長 2017年6月 同社 特別顧問	一株
【社外取締役候補者とした理由】 西名武彦氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したため、新任の社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 種市和美氏、村木徹太郎氏及び西名武彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 種市和美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 村木徹太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、種市和美氏及び村木徹太郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。両氏が再任された場合、当社は、両氏の独立役員としての指定を継続する予定であります。また、西名武彦氏が選任された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、種市和美氏及び村木徹太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、西名武彦氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
7. 「所有する当社の株式の数」については、2020年5月31日現在の所有株式数を記載しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役江幡寛氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
え ばた ひろし 江 幡 寛 (1949年4月8日生) 再 任	1980年4月 仲川会計事務所入所 1985年1月 江幡寛税理士事務所開設 所長（現任） 1995年7月 当社代表取締役 1997年8月 当社代表取締役退任 1998年2月 株式会社インテリックス空間設計監査役 1999年1月 株式会社セントラルプラザ監査役 1999年2月 当社監査役（現任） 重要な兼職状況 江幡寛税理士事務所所長	13,300株
【監査役候補者とした理由】 江幡寛氏は、当社事業に対する広い見識及び税理士としての専門知識・経験等とともに、中立・客観的な視点から、取締役の執行監査・牽制を行っており、経営全般の監視と、監査の一層の充実のため必要不可欠であることから、引き続き監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 「所有する当社の株式の数」については、2020年5月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役報酬等の額は、2007年8月23日開催の第12回定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人兼務の取締役の使用人分給与は含みません。)のご承認をいただいております。また、これとは別枠で2008年8月21日開催の第13回定時株主総会において、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額50百万円以内のご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の業務執行取締役(以下「対象取締役」といいます。)の報酬と業績との連動性を高め、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、新たに業績連動型賞与(現行の報酬枠の範囲内での賞与)及び譲渡制限付株式報酬制度(以下「譲渡制限付株式報酬制度」を「本制度」といいます。)を導入し、対象取締役に對し単年度の連結業績に基づく業績連動報酬として株式報酬を支給することといたしたいと存じます。

当社は、本制度の導入にあたりましては、上記記載のストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬制度を廃止し、これに代えて本制度を導入いたしたいと存じます。そこで、取締役に對する賞与を現行報酬の枠内で支給すること、及び対象取締役に對して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は8名(うち社外取締役2名)ですが、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名(うち社外取締役3名)となります。

本議案をご承認いただいた場合、取締役に對する報酬(使用人兼務の取締役の使用人分給与は含みません。)の構成は下表のとおりとなります。

※本議案をご承認いただいた場合、取締役及び監査役に対する現行のストック・オプション報酬の報酬枠は廃止することといたします。

(取締役の報酬構成)

報酬構成	報酬額
基本報酬	年額300百万円以内
賞 与	
株式報酬	年額100百万円以内
合 計	年額400百万円以内

なお、取締役に対する報酬につきましては、上記報酬の範囲内で、独立社外取締役が議長を務め、かつ独立社外取締役が過半数を占める「指名報酬委員会」において審議のうえ、取締役会で決定いたします。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結します。また、対象取締役は、本割当契約に定める一定の期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)中は、本割当契約によって交付された株式(以下「本割当株式」といいます。)を、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

なお、指名報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決定した一定の事由が生じたことにより譲渡制限が解除されなかった株式につきましては、当社が、対象取締役から無償で取得します。

その他の本制度の運用に関する事項につきましては、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

(本制度の主な内容)

対象者	当社の業務執行取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）
取締役に対する株式報酬額	当社の単年度の連結業績に基づき、対象取締役の職責、成果等を踏まえて毎年設定
割り当てる株式の種類及び割当の方法	普通株式（本割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分
金銭債権の額及び割り当てる株式数の上限	金銭債権の額：年額100百万円以内 本割当株式の上限：1事業年度当たり対象取締役に対して合計で年5万株以内
1株当たりの払込金額	各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に有利とならない金額で当社取締役会が決定

譲渡制限期間	本割当契約により割当を受けた日より3年とし、当該期間中、対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない
譲渡制限の解除	原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとする
退任時の取扱い	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡、その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除 譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、本割当株式をすべて当社が無償取得することができる
組織再編等における取扱い	譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除
その他取締役会で定める事項	その他の内容につきましては、取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする

<ご参考>

当社は、本定時株主総会において、本制度の導入に係る本議案が承認可決されることを条件に、本定時株主総会終結後に、当社の執行役員及び幹部社員並びに当社の子会社の業務執行取締役及び幹部社員（以下、「執行役員等」といいます。）にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。その場合、本年8月以降に開催予定の取締役会において決議のうえ、対象取締役及び執行役員等に対して、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年6月1日～2020年5月31日）におけるわが国経済は、当初、企業収益が足踏み状態となったものの、堅調な雇用・所得環境に支えられ個人消費は概ね緩やかな回復が持続しておりました。しかしながら、年明け以降、新型コロナウイルス感染症が世界に蔓延し、国内外経済への影響は非常に大きく景気が急激に失速した状況となりました。

東日本不動産流通機構（東日本レインズ）によりますと、首都圏の中古マンション市場における成約件数は、4月（前年同月比52.6%減）、5月（同38.5%減）と大きく減少し、その結果、当事業年度において前期に比べ7.2%減となりました。また、平均成約価格は、前年同月を上回って推移しておりましたが、4月以降、前年同月を下回りました。

当社グループの主たる事業であります中古マンション再生流通事業（リノヴェックスマンション事業）における当期の販売件数は、前期後半からの仕入増を反映し前期比12.6%増の1,336件となりました。エリア別では、地方主要都市が前期を上回る734件（前期比19.9%増）だったことに加え、これまで前期比マイナスで推移していた首都圏においても602件（同4.7%増）とプラスに転じました。一方、平均販売価格は、前期に比べ3.5%下回ることとなりました。それらの結果、リノヴェックスマンション事業の売上高は、前期を8.5%上回る307億67百万円となりました。一方、その他不動産事業においては、不動産小口化商品「アセットシェアリング博多」が完売し、リースバック物件の取得が進んだことによる賃貸収入の増加、リノベーション内装事業による売上の伸びがあったものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり一棟もの商業ビル等の売却や「アセットシェアリング」新シリーズの販売を見送ったことによりまして、当事業の売上高は、前期比17.7%減の70億96百万円となりました。以上によりまして、当期における連結売上高は、前期を2.4%上回る378億63百万円となりました。

利益面におきまして、リノヴェックスマンション事業の利益寄与があったものの、その他不動産事業における利益減少等により、連結の売上総利益は前期に比べ8.2%減となりました。加えて、販売費及び一般管理費が前期よりも1.6%増加し、営業利益では前期比で33.7%減となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、378億63百万円（前期比2.4%増）となりました。利益面におきましては、営業利益は11億8百万円（同33.7%減）、経常利益は7億57百万円（同44.4%減）及び親会社株主に帰属する当期純利益は5億22百万円（同37.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔中古マンション再生流通事業（リノヴェックスマンション事業）〕

当事業部門において、リノヴェックスマンションの販売件数が1,336件（前期比149件増）、平均販売価格が2,288万円（同3.5%減）となり、物件販売の売上高は305億70百万円（同8.6%増）となりました。また、マンションによる賃貸収入売上は1億78百万円（同0.5%減）、その他収入売上が18百万円（同17.2%増）となりました。

これらの結果、当事業部門における売上高は307億67百万円（同8.5%増）となり、営業利益は9億32百万円（同6.2%増）となりました。

〔その他不動産事業〕

当事業部門における物件販売の売上高は、不動産小口化商品「アセットシェアリング博多」が完売し、一棟もの商業ビル等の売却がありました。コロナ禍の影響により一部物件の販売を見送ったことにより、前期比30.3%減の42億69百万円となりました。また、その他不動産による賃貸収入売上は、取得したリースバック物件の増加等により9億56百万円（同11.8%増）、その他収入売上は、同業他社や個人向けのリノベーション内装事業の拡充等により18億70百万円（同13.7%増）となりました。

これらの結果、当事業部門の売上高は70億96百万円（同17.7%減）となり、営業利益は8億7百万円（同41.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、22億57百万円で、その主なものは、賃貸用不動産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主に不動産物件の取得資金として、金融機関より短期借入金として270億円、長期借入金として51億円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2017年5月期)	第 23 期 (2018年5月期)	第 24 期 (2019年5月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2020年5月期)
売 上 高 (百万円)	41,400	43,507	36,981	37,863
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	891	802	832	522
1株当たり当期純利益 (円)	100.98	90.46	93.16	60.82
総 資 産 (百万円)	35,710	32,004	36,756	38,596
純 資 産 (百万円)	9,519	10,138	10,663	10,635
1株当たり純資産額 (円)	1,076.11	1,133.16	1,191.93	1,247.33

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インテリックス空間設計	20百万円	100.0%	内装工事の企画、設計、施工
株式会社インテリックス住宅販売	10	100.0	不 動 産 の 仲 介 業
株式会社インテリックスプロパティ	10	100.0	不 動 産 の 管 理 業
株式会社インテリックス信用保証	100	100.0	信 用 保 証 業 務
株式会社Intellex Funding	9	100.0	親会社の事業に関するファンド組成業務

(4) 対処すべき課題

首都圏におけるマンション市場は、2016年以降4年連続で中古の成約件数が新築の供給戸数を上回って推移しております。今後も、新築マンションは、用地の高騰や建築費の高止まり等を主要因として供給が低水準に止まり、一方で、リノベーションした中古マンションは、新築の代替商品として中長期的にも需要の高まりが見込まれます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、当社グループ事業においても様々な影響をもたらしております。2020年5月期第4四半期（3月～5月）においては、中国からの内装資材の部品供給がストップし、加えて施工現場が一時休止したことで、内装工事期間が延びることとなりました。また、物件仕入・販売においては、自社営業に加え連携する不動産仲介会社の営業活動も一時見合わせとなる事態がありました。これらの状況は、2021年5月期に入りほぼ正常化してきております。しかしながら、足元の不動産市況においては、首都圏の中古マンションの成約件数が一時的に急激に落ち込むなど顕在化しており、当社においてもリノヴェックスマンションや一棟ものの物件等の販売の需要が今後どのように推移するのか不透明な状況となっております。加えて、ホテルや京町家宿泊事業においては、訪日外国人が利用客の7割程度を占めていた施設もあり、海外からの入国規制が継続している状況下においては、コロナ禍以前の稼働状況に回復することは短期では難しいと考えております。

2021年5月期におきましては、先行きの懸念が残る経営環境下ではありますが、中古マンション再生流通事業（リノヴェックスマンション事業）を柱として、着実に事業を推進してまいります。具体的には、当該事業をけん引してきた地方主要都市エリアでの業容拡大とともに、減少傾向にあった首都圏エリアにおいて新店開設を好機に再浮上を図っていきたいと考えております。

また、リースバック事業におきましては、大手不動産仲介会社をはじめとする企業との連携強化により物件取得が進んでおり、安定した賃貸収入に加え、今後、物件売却が随時進展するものと想定しております。また、ホテルや京町家宿泊事業においては、稼働率の向上が喫緊の課題となっております。国内の利用者の割合を高めて、訪日外国人（インバウンド）の依存度を軽減することで当座の収益改善に努めてまいります。

以上の取り組みに加え、社会から高い信頼を寄せていただける企業となるべく、引き続きコーポレート・ガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年5月31日現在）

当社グループは、主に首都圏エリア（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）及び、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡の各地域において、築年数の経過した中古マンションを仕入れ、高品質な内装を施し、「リノヴェックスマンション」として販売しております。（「リノヴェックス」は当社の登録商標です。）毎年マンションストックが増加する中、中古マンションに「リノベーション（再生）」という新たな価値を付加することにより、中古マンションの円滑な流通を促進することを目的としております。

具体的なビジネスの流れといたしましては、中古マンションを主に個人の方から、不動産仲介会社を通じて、一戸単位で当社が仕入れ、その後、最適なりノベーション（再生）プランを作成し、子会社である株式会社インテリックス空間設計で高品質なりノヴェックス内装を施した上で、再度、不動産仲介会社を通じて一般のお客様に販売しております。仕入及び販売に際しては、主として大手不動産仲介会社及び各地域の不動産仲介会社とのネットワークを通じて展開しておりますが、お客様の声、市場のトレンドを把握するため、一部の物件は、子会社である株式会社インテリックス住宅販売の仲介により販売しております。

当社グループが提供する「リノヴェックスマンション」の特長は、従来から流通している中古マンションのようなリフォーム（表面的な内装）に止まらず、物件の状態に応じて、間取りの変更や目に見えない給排水管の交換等に至るまで老朽化・陳腐化した箇所を更新しリノベーション（再生）することにより、商品価値を高めて販売する点にあります。施工した全ての物件に対しては、部位別に、工事の内容に応じて、3ヶ月から最長10年の「アフターサービス保証」を付けており、購入時に抱える不安要素（永住性や資産性など）を払拭し、顧客満足度の高い住宅の供給を行っております。

また「中古マンション再生流通事業（リノヴェックスマンション事業）」以外の「その他不動産事業」として、新築マンション・ビル・戸建・土地の売買及び賃貸事業やリースバック事業、不動産特定共同事業法に基づく不動産の小口化商品の販売事業、並びにリノベーション内装の請負事業等を営んでおります。

事業区分	事業内容
中古マンション再生流通事業 (リノヴェックスマンション事業)	中古マンションを購入し再生させて販売する事業
その他不動産事業	新築マンション・ビル・戸建・土地の売買及び賃貸事業、リースバック事業、不動産特定共同事業法に基づく不動産の小口化商品の販売事業、リノベーション内装の請負事業

(6) 主要な営業所（2020年5月31日現在）

当 社	本社・渋谷店：東京都渋谷区、横浜店：横浜市西区 札幌店：札幌市中央区、仙台店：仙台市青葉区 名古屋店：名古屋市中区、大阪店：大阪市北区 広島店：広島市中区、福岡店：福岡市中央区
株式会社インテリックス空間設計	本社：東京都目黒区、渋谷店：東京都渋谷区 横浜店：横浜市西区、青山店：東京都渋谷区 大阪店：大阪市北区
株式会社インテリックス住宅販売	本社：東京都渋谷区、大阪店：大阪市北区
株式会社インテリックスプロパティ	本社：東京都渋谷区
株式会社インテリックス信用保証	本社：東京都渋谷区
株式会社Intellex Funding	本社：東京都渋谷区

(7) **使用人の状況**（2020年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
中古マンション再生流通事業	240名	8名減
その他不動産事業	45名	7名増
全社（共通）	33名	7名増
合 計	318名	6名増

（注）使用人数は就業人数であり、パート職員は、その重要性が低いため記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名	9名増	38.8歳	6.4年

(8) **主要な借入先の状況**（2020年5月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,727百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,544
第 一 勧 業 信 用 組 合	2,470
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	2,310
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,637

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,500,000株
- ② 発行済株式の総数 8,932,100株
- ③ 株主数 5,225名（前期末比876名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ー ア ラ イ ア ン ス	3,594,500株	42.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	506,400	5.95
インテリックス従業員持株会	228,300	2.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	145,900	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	121,600	1.43
北 沢 産 業 株 式 会 社	71,400	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	60,300	0.71
北 川 順 子	56,000	0.66
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	50,000	0.59
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	46,200	0.54

- （注） 1. 自己株式（418,909株）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式（418,909株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2015年10月9日
新株予約権の数		2,657個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 265,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり5,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり78,100円 (1株当たり781円)
権利行使期間		2016年9月1日から 2020年8月31日まで
行使の条件		(注) 1. ～ 5.
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,647個 目的となる株式数 264,700株 保有者数 5人
	社外取締役	—
	監査役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1人

(注) 1. 新株予約権者は2016年5月期又は2017年5月期の2事業年度において、当社の経常利益が下記(a)又は(b)に掲げる各条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することができる。

(a) 2016年5月期の経常利益が10億円を超過した場合

各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の50%

(b) 2016年5月期及び2017年5月期の経常利益の合計が22億円を超過した場合

各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の100%

ただし、上記(b)については、当該2事業年度において一度でも経常利益が745百万円(2015年5月期の経常利益)を下回った場合には、合計22億円を達成していたとしても、本新株予約権を行使することはできないものとする。

なお、当該経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 上記のうち、取締役3名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 本 卓 也	株式会社インテリックス空間設計 代表取締役社長 株式会社インテリックス住宅販売 代表取締役 株式会社イーアライアンス 代表取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	俊 成 誠 司	ソリューション事業部、リレーション 事業部、事業戦略部担当 兼 人事・人材 開発部、情報システム部管掌
専 務 取 締 役	鶴 田 豊 彦	コーポレート・ガバナンス推進担当 兼 I R部管掌
取 締 役	滝 川 智 庸	
取 締 役	小 山 俊	執行役員 アセット事業部長
取 締 役	相 馬 宏 昭	執行役員 リノヴェックスマンション事 業部門担当
取 締 役	種 市 和 実	
取 締 役	村 木 徹 太 郎	株式会社パラマウント・エიმ 代表取締役
常 勤 監 査 役	大 林 彰	
監 査 役	江 幡 寛	江幡寛税理士事務所 所長
監 査 役	飯 村 修 也	日本証券金融株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役種市和実氏及び取締役村木徹太郎氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役大林彰氏及び監査役飯村修也氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役種市和実氏及び取締役村木徹太郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに
基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役江幡寛氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を
有するものであります。
5. 取締役俊成誠司氏は、2019年8月27日付で代表取締役副社長に就任いたしました。
6. 監査役米谷正弘氏は、2019年8月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、辞
任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7名	131百万円	うち、社外取締役 2名、6百万円
監 査 役	4名	12百万円	うち、社外監査役 3名、11百万円
合 計	11名	143百万円	

(注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役8名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。なお、上記支給人員には、2019年8月27日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した社外監査役1名を含み、無報酬の取締役1名を除いております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年8月23日開催の第12回定時株主総会決議において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、これとは別枠で、2008年8月21日開催の第13回定時株主総会において、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額50百万円以内の決議をいただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2003年8月19日開催の第8回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、2008年8月21日開催の第13回定時株主総会において、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額5百万円以内の決議をいただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役村木徹太郎氏は、株式会社パラマウント・エイムの代表取締役であります
が、当社と同社の間には、取引関係はありません。
- ・監査役飯村修也氏は、日本証券金融株式会社の取締役であります
が、当社と同社の間には、取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	種 市 和 実	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。上記のほか、書面決議を2回行っております。
取締役	村木徹太郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。上記のほか、書面決議を2回行っております。
監査役	大 林 彰	当事業年度に開催された取締役会14回全て、また監査役会9回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を2回行っております。
監査役	飯 村 修 也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会9回のうち8回に出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を2回行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が2百万円あります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社取締役会は、企業行動憲章及びコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を定め、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ロ. 当社グループを横断的に統括する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図る。
 - ハ. 法令違反又は法令上疑義のある行為等に対し、当社グループの取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を構築し、運用する。
- ニ. 当社グループは、健全な会社経営のため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断・排除し、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、文書管理規程に従い保存する。

取締役及び監査役は、必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループのリスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に係る規程を定め、グループ横断的なリスク管理体制を整備するものとする。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合、又は発生するおそれが生じた場合には、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置し、迅速かつ適切な対応を行う。なお、当社グループに重大なリスクが顕在化した場合は、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応策決定のうえ関係部門に実施を指示する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を経営方針、法令に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関として位置づけ、毎月1回開催するほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催する。
- また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を高めるため、当社及び子会社の取締役並びに執行役員が出席する執行役員会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議・検討を行う。
- ロ. 取締役会は、業務執行に関する組織・業務分掌・職務権限・意思決定ルールを策定し、明確化する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ共通の企業行動憲章を定め、グループ各社のコンプライアンス体制の構築に努める。
- また、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し、是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ全体とする。
- ロ. 当社における子会社に対する管理については、関係会社管理規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。
- ハ. 当社グループは、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、経営方針に基づく業務執行の方針と計数目標を定め、当社各部門及び子会社の責任範囲を明確にする。
- また、経営方針・目標達成に向けての業務執行状況について、当社各部門及び子会社は、活動状況を毎月当社取締役会にて報告することにより当社グループ全体の経営管理を図る。
- ニ. 当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、当社グループの業務執行の適正を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 取締役会は、監査役の求めにより必要に応じて、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が事前に協議を行う。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命又は異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ロ. 監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項や重大な法令違反又は定款違反もしくは不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、直ちに当社監査役に報告するものとする。
- また、当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
- 当社グループは、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会及び執行役員会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及びグループ各社の会議に出席し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ロ. 監査役は、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人と定期的な情報交換を行い、意思の疎通を図るものとする。
- ハ. 取締役又は取締役会は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査への協力、監査役の職務遂行上、監査役が必要と認めた場合、弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会では、法令及び定款並びに社会規範に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を確保するための内部統制システムを構築し、その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めております。

当期における主な運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 当社取締役会の機能強化及び経営効率を高めるため、当社及び子会社の取締役、並びに執行役員が出席する「執行役員会議」を毎月1回開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る審議・検討を行っております。また、当該執行役員会議に当社常勤監査役が出席し、情報の共有、審議過程から経営施策の適法性の確保に努めております。
- ② 当社取締役会は、当社各部門及び子会社から毎月の活動状況の報告を受け、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
- ③ 当社グループ社員を対象としたコンプライアンス研修を定期的に開催するとともに、併せてコンプライアンスに関する情報発信を行い、業務の適正を確保するための理解深耕と意識の醸成に努めております。
- ④ 当社常勤監査役は、業務執行状況を把握するため、上記①の執行役員会議全てに出席しております。

また、当社常勤監査役は、当社本社及び拠点の内部監査への立ち会い、並びに子会社6社の監査を実施し、当社及び子会社における業務の適正性の確認を行うとともに、内部監査室長との情報交換を行っております。

- ⑤ 当社は、その他、財務報告等の情報開示の信頼性確保、計画的な経営を遂行するための合理的な組織編成の明確化等の整備を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨、定款で定めております。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業拡大のための財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、積極的な利益還元を行う業績連動型配当政策を導入いたしております。具体的には、目標配当性向(連結)を30%以上とする方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、当事業年度の業績等を勘案し1株当たり11円の普通配当とさせていただきました。その結果、1株当たりの年間配当は22円となり、配当性向は36.2%となりました。

本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,327,174	流 動 負 債	17,698,225
現金及び預金	4,947,240	買掛金	605,503
売掛金	62,387	短期借入金	11,659,979
販売用不動産	20,383,937	1年内償還予定の社債	280,000
仕掛販売用不動産	2,534,851	1年内返済予定の長期借入金	3,309,472
前渡金	198,565	未払法人税等	100,112
その他	204,791	前受金	119,312
貸倒引当金	△4,599	アフターサービス保証引当金	10,781
固 定 資 産	10,269,559	匿名組合出資預り金	765,900
有 形 固 定 資 産	8,711,487	その他	847,163
建物及び構築物	2,340,760	固 定 負 債	10,262,790
土地	6,261,253	社債	560,000
リース資産	68,590	長期借入金	9,115,486
建設仮勘定	19,075	資産除去債務	34,851
その他	21,806	その他	552,453
無 形 固 定 資 産	518,602	負 債 合 計	27,961,016
借地権	464,906	純 資 産 の 部	
その他	53,695	株主資本	10,609,695
投資その他の資産	1,039,470	資本金	2,253,779
投資有価証券	167,210	資本剰余金	2,467,106
繰延税金資産	159,990	利益剰余金	6,188,887
その他	717,363	自己株式	△300,078
貸倒引当金	△5,094	その他の包括利益累計額	9,099
資 産 合 計	38,596,734	その他有価証券評価差額金	9,099
		新株予約権	16,922
		純 資 産 合 計	10,635,717
		負 債 純 資 産 合 計	38,596,734

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		37,863,347
売上原価		32,305,726
売上総利益		5,557,621
販売費及び一般管理費		4,448,913
営業利益		1,108,707
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,432	
違約金収入	10,920	
受取手数料	6,602	
受取補償金	6,096	
その他の	13,072	41,125
営業外費用		
支払利息	323,549	
支払手数料	56,564	
その他の	12,182	392,295
経常利益		757,536
特別利益		
固定資産売却益	66,213	
新株予約権戻入益	106	66,319
特別損失		
固定資産処分損	12,009	
投資有価証券評価損	48,830	60,840
税金等調整前当期純利益		763,016
法人税、住民税及び事業税	253,876	
法人税等調整額	△12,977	240,898
当期純利益		522,117
親会社株主に帰属する当期純利益		522,117

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	2,253,779	2,467,106	5,912,258	△115	10,633,029
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△245,488		△245,488
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			522,117		522,117
自 己 株 式 の 取 得				△299,963	△299,963
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	276,628	△299,963	△23,334
当 期 末 残 高	2,253,779	2,467,106	6,188,887	△300,078	10,609,695

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	13,977	△677	13,300	17,028	10,663,358
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△245,488
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					522,117
自 己 株 式 の 取 得					△299,963
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△4,877	677	△4,200	△106	△4,306
当 期 変 動 額 合 計	△4,877	677	△4,200	△106	△27,640
当 期 末 残 高	9,099	－	9,099	16,922	10,635,717

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,435,483	流 動 負 債	17,319,728
現金及び預金	4,311,739	買掛金	796,354
売掛金	5,188	短期借入金	12,139,979
販売用不動産	20,392,194	1年内償還予定の社債	280,000
仕掛販売用不動産	2,361,345	1年内返済予定の長期借入金	3,194,622
前渡金	198,565	未払金	105,399
前払費用	88,828	未払費用	443,857
その他	82,219	未払法人税等	64,416
貸倒引当金	△4,599	前受金	91,888
固 定 資 産	9,927,432	匿名組合出資預り金	56,900
有 形 固 定 資 産	8,268,025	その他の	146,312
建物	2,213,758	固 定 負 債	10,177,281
機械及び装置	142	社債	560,000
工具、器具及び備品	10,732	長期借入金	9,144,486
土地	6,010,934	資産除去債務	34,851
有形リース資産	13,382	長期預り敷金保証金	298,406
建設仮勘定	19,075	その他の	139,537
無 形 固 定 資 産	514,664	負 債 合 計	27,497,010
借地権	464,906	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	48,777	株 主 資 本	9,839,881
電話加入権	980	資 本 金	2,253,779
投資その他の資産	1,144,742	資 本 剰 余 金	2,467,106
投資有価証券	167,210	資本準備金	2,362,627
関係会社株式	157,136	その他資本剰余金	104,479
出資金	110,080	利 益 剰 余 金	5,419,073
長期前払費用	2,040	その他利益剰余金	5,419,073
繰延税金資産	135,787	繰越利益剰余金	5,419,073
敷金及び保証金	187,601	自 己 株 式	△300,078
その他	389,981	評価・換算差額等	9,099
貸倒引当金	△5,094	その他有価証券評価差額金	9,099
資 産 合 計	37,362,915	新 株 予 約 権	16,922
		純 資 産 合 計	9,865,904
		負 債 純 資 産 合 計	37,362,915

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金		
					繰越利益 剰 余 金	合 計		
当 期 首 残 高	2,253,779	2,362,627	104,479	2,467,106	5,227,213	5,227,213	△115	9,947,984
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△245,488	△245,488		△245,488
当 期 純 利 益					437,349	437,349		437,349
自 己 株 式 の 取 得							△299,963	△299,963
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	191,860	191,860	△299,963	△108,102
当 期 末 残 高	2,253,779	2,362,627	104,479	2,467,106	5,419,073	5,419,073	△300,078	9,839,881

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	13,977	△677	13,300	17,028	9,978,313
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△245,488
当 期 純 利 益					437,349
自 己 株 式 の 取 得					△299,963
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△4,877	677	△4,200	△106	△4,306
当 期 変 動 額 合 計	△4,877	677	△4,200	△106	△112,409
当 期 末 残 高	9,099	-	9,099	16,922	9,865,904

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月27日

株式会社 インテリックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任員 業務執行社員	公認会計士	林	一	樹	Ⓔ
指定有限責任員 業務執行社員	公認会計士	江	下	聖	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インテリックスの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インテリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月27日

株式会社 インテリックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事業所

指定有限責任員 業務執行社員	公認会計士	林	一	樹	Ⓔ
指定有限責任員 業務執行社員	公認会計士	江	下	聖	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテリックスの2019年6月1日から2020年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等に於いて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月28日

株式会社インテリックス 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 大 林 彰 (印)

監 査 役 江 幡 寛 (印)

監 査 役(社外監査役) 飯 村 修 也 (印)

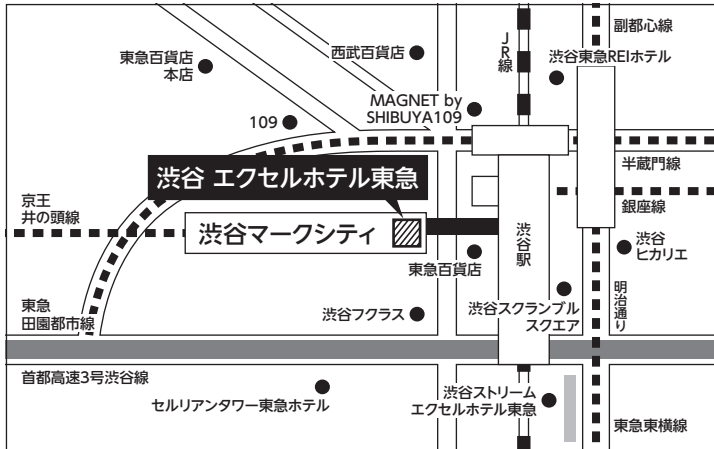
以 上

メ ㇿ

[illegible]

株主総会会場ご案内図

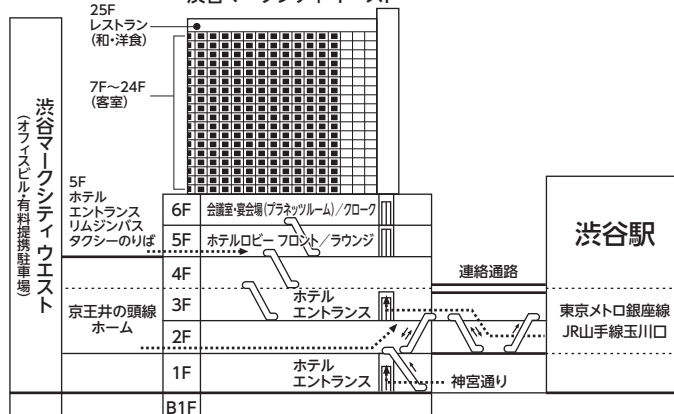
会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
 渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
 TEL 03-5457-0109



交通のご案内

- J R (山手線・埼京線)・東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線)・東急 (東横線・田園都市線) 「渋谷駅」直結
- 京王 (井の頭線) 「渋谷駅」上部

渋谷マークシティ イースト



- 1階又は3階からエクセルホテル専用エレベーターにて6階にお越しください。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

